

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

今別町は、後期高齢者医療に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

今別町長

公表日

令和8年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関連事務
②事務の概要	<p>本事務は、青森県後期高齢者医療広域連合の規約により、被保険者の資格に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明の引渡し並びに返還の受付及び前記事務に付随する事務等を行うものである。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書や届出に関する確認・保険料賦課の算定に必要な要件の情報確認
③システムの名称	後期高齢者医療システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会事務】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 80、81、82、83</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条</p> <p>【情報提供事務】</p> <p>1. 番号法第19条第7号別表第二 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、82、83、87、93の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号030-1502 今別町役場 総務企画課 住所: 青森県東津軽郡今別町大字今別町字今別167 電話: 0174-35-2001 ファクス: 0174-35-2298
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号030-1502 今別町役場 総務企画課 住所: 青森県東津軽郡今別町大字今別町字今別167 電話: 0174-35-2001 ファクス: 0174-35-2298
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div>
いつ時点の計数か	令和8年3月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div>
いつ時点の計数か	令和8年3月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p>特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない</p>

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのログインは、IDとパスワードによる認証に加え、静脈認証を行う多要素認証により行い、また必要最小限の職員に権限を付与しており、不正にシステムを使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	課長 武知活憲	課長 小鹿康弘	事後	人事異動による
平成27年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	平成27年2月1日時点	平成27年11月30日時点	事後	定期見直しによる
平成27年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	平成27年11月30日時点	事後	定期見直しによる
平成29年11月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	平成27年11月30日時点	平成28年12月31日時点	事後	定期見直しによる
平成29年11月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年11月30日時点	平成28年12月31日時点	事後	定期見直しによる
令和1年6月21日	5.評価実施機関における担当部署①部署	今別町 町民福祉課	町民福祉課	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正及び様式変更に伴う変更
令和1年6月21日	5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 小鹿康弘	課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正及び様式変更に伴う変更
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	平成28年12月31日時点	令和元年6月21日時点	事後	定期見直しによる
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月31日時点	令和元年6月21日時点	事後	定期見直しによる
令和1年6月21日	リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発		1. 基礎項目評価書 2. 【目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か】十分である 3. 【目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か】十分である 【権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対先は十分か】十分である 4. 【委託先における不正な使用等へのリスクへの対策は十分か】委託しない 5. 【不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か】提供・移転しない 6. 【目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か】十分である 【不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か】十分である 7. 【特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か】十分である 8. 【実施の有無】内部監査 9. 【従業者に対する教育・啓発】十分に行っている	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正及び様式変更に伴う変更
令和8年3月9日	新様式へ転記				
令和8年3月9日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	今別町役場 総務課	今別町役場 総務企画課	事後	部署名の変更による
令和8年3月9日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	今別町役場 総務課	今別町役場 総務企画課	事後	部署名の変更による
令和8年3月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	令和元年6月21日時点	令和8年3月9日時点	事後	
令和8年3月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月21日時点	令和8年3月9日時点	事後	
令和8年3月9日	IV-8 人手を介在させる作業		新様式による項目追加	事後	
令和8年3月9日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式による項目追加	事後	